

# 今西税金裁判第4回公判に70名の参加！

## 全国から集まった公正な裁判を求める要請署名2297名分提出！

今西さんの税金裁判とは..2001年7月、2人の東山税務署員が山科区在住の今西和政さん(56才 土木建築業)宅に突然訪れ、調査理由を開示せずに始まった調査。

今西さんが署員の目の前に帳簿書類を提示しているにもかかわらず、立会人の同席を理由として調査を放棄。翌年3月に、消費税の仕入れ税額控除否認、青色申告承認取り消し等で総額3000万円余りの更正処分をおこなってきました。今西さんは、処分の撤回を求めて2004年2月5日京都地方裁判所に提訴しています。

参加者より積極的な意見が相次ぎました。第四回公判後の報告会の様子



九月八日のおこなわれた今西税金裁判第四回公判には、七〇名の傍聴人が参加しました。公判の冒頭では、税務署側が今西さんの行為は帳簿の「提示拒否」でありに該当すると主張することに對する反論を、黒澤弁護士が行いました。

黒澤弁護士は、帳簿の提示拒否が青色申告の取消し事項に該当するか否かについて、所得税法第一五〇条第一項一号を引きながら、税務署側は帳簿の提示が無いという署員の判断で帳簿の保存がおこなわれていないと解釈していること、そして立会人を同席させたりすると、調査非協力、帳簿書類などの提示拒否と判断し、本人調査を打ち切り、取引先などを反面調査した上で推計で高額の変更処分をおこなっていること、しかし帳簿の提示拒否が青色申告取消し事由に該当するという明文規定が存在しないのであれば、その行為が納税者本人に重大な影響を与えることを考慮して、青色申告取消しの判断は慎重に行われるべきであることを述べ、今西さんは日々の記帳をしっかりと行い、帳簿を保存し帳簿書類は五回の調査の時にすべて机の上において税務署員に提示していた。質問検査権の行使についても、今西さんに対して「過少申告」の疑いが存在した事実を税務署側は明らかにしていない。調査の前に納税者本人に「調査に行きます」との通知もおこなっていない。

次回第5回公判は  
11月24日(水)  
午前10時00分～  
京都地裁101号法廷です

い。また、帳簿書類をもって東山税務署に訪れたにもかかわらず、調査をおこなわなかった点でこの調査は違法であると主張しました。そして最後に原告の今西さんより、直接裁判長に全国から集まった公正な裁判を求める要請署名を手渡したいと訴えましたが、裁判官長は「書記官に提出して欲しい」との返事でしたので、書記官に提出しました。

公判終了後おこなった報告会では、黒澤弁護士から分かりやすく冒頭陳述を解説してもらいました。今西さんからは、今回も税務署は傍聴に参加していただきたい皆さんに対して、意見を述べる事をしませんでした。裁判長も署名の直接の受け取りを断りました。でも皆さんの参加が私を勇気付けています」との決意の後、青木代表世話人より「四月九日の第一回公判から今日で四回目。裁判のスピードが速い。それに負けずがんばりたい、引き続き公正な裁判を求める要請署名を集めましょう」と訴えました。

消費税の2重取りを許さず

税制・税務行政をたす京都山科の会

事務局：京都府山科民主商工会

〒607-8346 京都市山科区西野山階町 11-17

TEL 592-5858 / FAX 502-3246

2004年9月10日発行